

第22期 第2回福岡県内水面漁場管理委員会 次第

- 1 日 時 令和7年1月17日（金） 14：00～
- 2 場 所 福岡市博多区東公園7-7
福岡県庁北棟4階 漁業調整委員会室
- 3 議 題
 - (1) えつ流刺し網による採捕許可について（協議）
 - (2) 室見川の採捕禁止区域設定に係る委員会指示について（協議）
 - (3) しろうおやなによる採捕許可について（協議）
 - (4) 筑後川の採捕禁止区域設定に係る委員会指示について（協議）
 - (5) 外来魚対策に係る委員会告示について（協議）
 - (6) 資源管理の状況等の報告について（区画漁業）（報告）
 - (7) 第22期第1回福岡・佐賀両県内水面合同漁場管理委員会について（報告）
 - (8) その他

えつ流刺し網による採捕許可方針

採捕の秩序の維持と水産資源の保護培養を図るため、福岡県漁業調整規則（以下、「規則」という。）第33条第1項第3号に掲げる流刺し網による採捕の許可のうち、えつ流刺し網による採捕の許可については、規則に定めるもののほか、次により処理するものとする。

1 許可対象者

規則第33条第4項の規定によるもののほか、次の者に許可する。

下筑後川漁業協同組合、大川市漁業協同組合、川口漁業協同組合及び柳川漁業協同組合のいずれかに所属する組合員。

2 許可数の範囲

許可数は232以内とし、漁業協同組合別の許可数は次表の範囲内とする。

漁業協同組合名	許可数の範囲	標旗番号
下筑後川	92	No. 1～No. 92
大川市	101	No. 93～No. 193
川口	33	No. 194～No. 226
柳川	6	No. 227～No. 232

3 採捕する期間

5月1日から7月20日までとする。

4 許可の有効期間

規則第33条第5項の規定により、許可の有効期間は、毎年5月1日から7月20日までとする。

5 採捕区域

(1) 下筑後川漁協の組合員の採捕区域は、以下のとおりとする。

採 捕 区 域	許可数
A区域 福岡県久留米市安武町武島、筑後大堰堰軸の線から下流方向へ300mの同堰軸と平行な線から河口までの筑後川	51
B区域	39

福岡県久留米市安武町武島、筑後大堰堰軸の線から下流方向へ300mの同堰軸の線と平行な線から佐賀県三養基郡みやき町坂口、坂口堰までの筑後川	
C区域 次のア点とイ点を結んだ線から河口までの筑後川 ア点 福岡県久留米市城島町下田、開平江川河口水門東角 イ点 広川（筑後川旧本流）左岸の線と福岡県久留米市城島町同市三瀧町の境界線との交点	2

- (2) 大川市漁業協同組合、川口漁業協同組合及び柳川漁業協同組合の組合員の採捕区域は、C区域とする。

6 条件

規則第33条第13項において準用する規則第13条の規定により、次の条件を付けるものとする。

- (1) 許可証に記載された採捕区域以外で採捕してはならない。
- (2) 許可証に記載された採捕に従事する者以外が採捕してはならない。
- (3) 許可証に記載された船舶以外を使用して採捕してはならない。
- (4) 許可受給者は許可証に記載した船舶に自ら乗り組むこととする。
- (5) 使用する網は、網丈2.5m以下、網の長さ200m以下、網目は、網目15cmにつき8.5節以下（網目4cm以上、節間2cm以上）でなければならない。
- (6) 使用する漁具は1統でなければならない。
- (7) 採捕中は、使用船舶を漁具の周囲50mの範囲内にとめておかななければならない。
- (8) 採捕中は、別記様式第1号に掲げる標旗を使用船舶の舷上から1m以上の高さに掲げなければならない。
- (9) 日没から日出までの間の採捕は、網に灯火をつけないなければならない。
- (10) 網を錨止めして採捕してはならない。
- (11) 網に石等の付属のおもり（通称石うち）をつけて採捕してはならない。ただし、鐘ヶ江大橋から下流の区域を除く。
- (12) 採捕期間終了後速やかに、月別の採捕実績報告書を提出しなければならない。

7 申請に必要な書類

規則第33条第3項の「申請書」は、別記参考様式第2号のとおりとする。また、規則第33条第13項において準用する規則第8条第2項の「必要と認める書類」は次のとおりとする。

- (1) 暴力団員等の照会に必要な事項を記載した書類

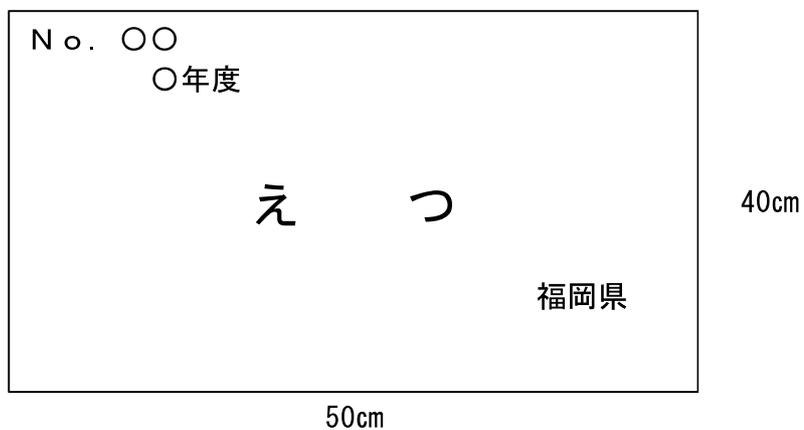
8 内水面漁場管理委員会との協議

この方針の改廃にあたっては、軽微な変更を除き、福岡県内水面漁場管理委員会及び福岡佐賀両県合同内水面漁場管理委員会に諮問又は協議するものとする。

附 則

- 1 この方針は、令和3年3月16日から施行する。
- 2 令和2年度えつ流し刺網による採捕許可方針（令和2年3月25日施行）は廃止する。
- 3 この方針は、令和5年4月3日から施行する。

別記様式第1号



- 1 標識の大きさは、縦40cm×横50cmとする。
- 2 地色は黄色と白色を年ごとに交互に変更するものとする。
- 3 文字は1行目に許可番号、2行目に許可年度とする。
- 4 文字色は黒色とする。

(参考)

許可年度	地色
R3	黄色
R4	白色
R5	黄色
R6	白色
R7	黄色
R8	白色
R9	黄色
R10	白色

別記参考様式第2号

えつ流刺し網による採捕許可申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

住所

氏名

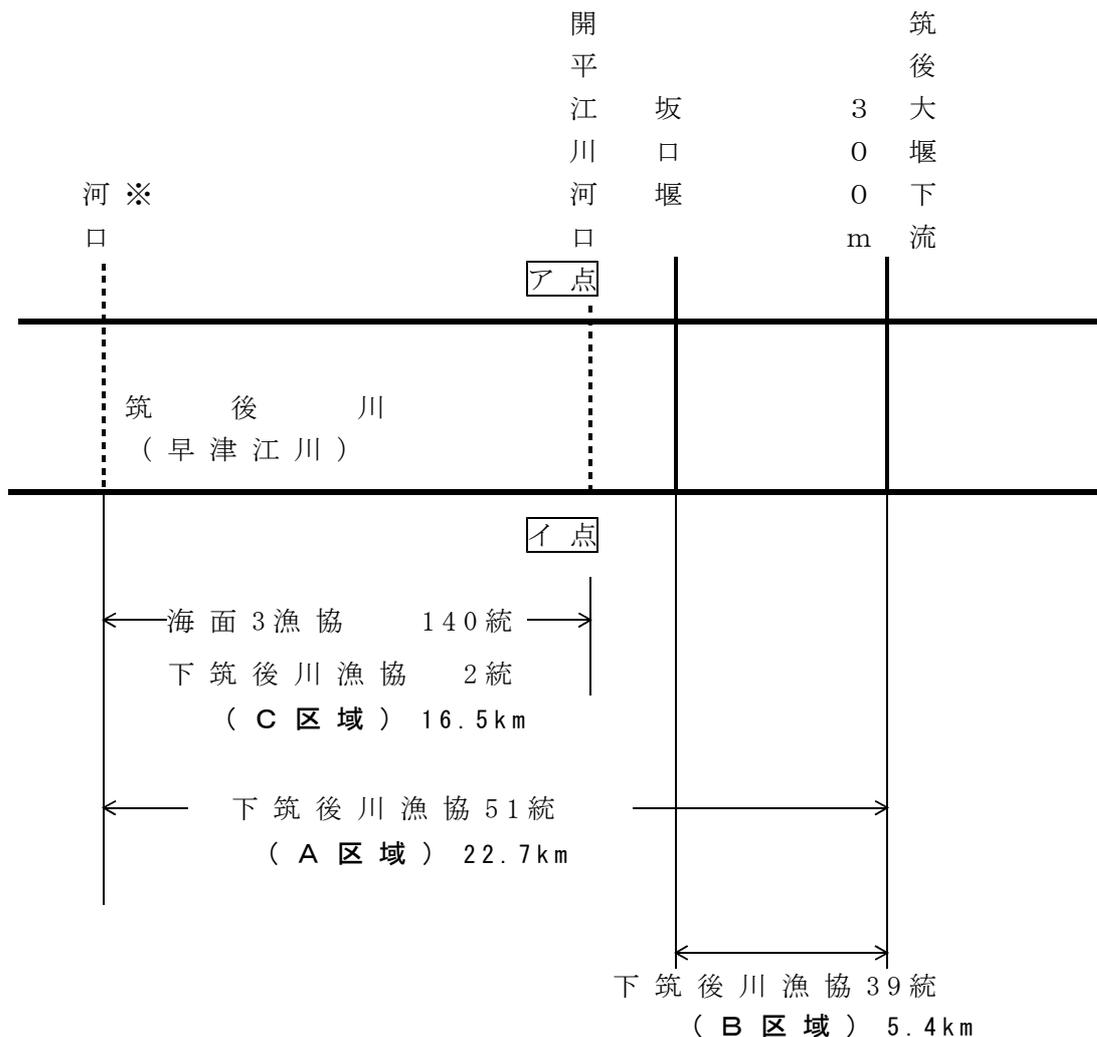
(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

下記により水産動物の採捕の許可を受けたいので、申請します。

記

- 1 採捕の種類
- 2 採捕区域
- 3 採捕する水産動植物の種類
- 4 採捕期間 年 月 日 から 年 月 日 まで
- 5 漁具の数及び規模
- 6 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数
- 7 採捕に従事する者の住所及び氏名

(参 考)



※ 河口 (内共第3号基点)

- ・ 筑後川本流 基点15号と基点16号を結ぶ直線
 基点15号：福岡県柳川市大字七ツ家の南西角に設置した有明海佐賀・福岡両県漁場境界標柱石
 基点16号：佐賀県佐賀市川副町大字大詫間字昭和元治搦の南東角に設置された有明海佐賀・福岡両県漁場境界標柱石
- ・ 早津江川 基点17号と基点18号を結ぶ直線
 基点17号：佐賀県佐賀市川副町大字大詫間字昭和搦西南角に設置した標柱
 基点18号：佐賀県佐賀市川副町大字犬井道字平和搦北東角に設置した標柱

新

福岡県内水面漁場管理委員会指示第 号（案）

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、シロウオ産卵場の保護を図るため、室見川における水産動植物の採捕禁止区域及び期間を次のとおり指示する。

ただし、福岡県漁業調整規則（令和2年福岡県規則第62号）第33条に基づくしろうおやなによる採捕、試験研究機関等が試験研究等のためにする採捕及び陸岸からの竿釣り、手釣りについてはこの限りでない。

令和7年 月 日（公報登載日）

福岡県内水面漁場管理委員会会長 佐々木和之

1 禁止区域

室見川のうち、次のイ線からロ線までの区域

イ線 福岡市西区愛宕、室見橋の上流端の線

ロ線 福岡市西区福重、新道井堰の下流端の線

2 禁止期間

令和7年3月1日から令和7年5月31日まで

旧

福岡県内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、シロウオ産卵場の保護を図るため、室見川における水産動植物の採捕禁止区域及び期間を次のとおり指示する。

ただし、福岡県漁業調整規則（令和2年福岡県規則第62号）第33条に基づくしろうおやなによる採捕、試験研究機関等が試験研究等のためにする採捕及び陸岸からの竿釣り、手釣りについてはこの限りでない。

令和6年2月6日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 中園正彦

1 禁止区域

室見川のうち、次のイ線からロ線までの区域

イ線 福岡市西区愛宕、室見橋の上流端の線

ロ線 福岡市西区福重、新道井堰の下流端の線

2 禁止期間

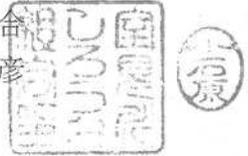
令和6年3月1日から令和6年5月31日まで

令和6年12月18日

福岡県内水面漁場管理委員会
会長 佐々木 和之 殿

福岡市早良区室見4丁目18-1

室見川しろうお組合
組合長 小石原 義彦



委員会指示による採捕禁止区域の設定について（要望）

室見川におけるしろうおやなの操業において、資源保護上の問題がありますので、下記のとおり、委員会指示による採捕禁止区域の設定を要望します。

記

1. 要望理由

当組合では、シロウオ資源増殖のため、大学やボランティアの協力の下、毎年、シロウオ産卵時期前に産卵床の造成を行っています。しかし、当該区域は、シロウオ産卵時期である3月から5月においてシジミ等の採捕が可能であり、整備した産卵床が掘り返されるとシロウオ卵が斃死し、シロウオ資源が減少する恐れがあるため、委員会指示による採捕禁止区域の設定を要望します。

2. 対象魚種

シロウオ以外の水産動植物（さお釣り、手釣りによる採捕を除く）

3. 採捕禁止期間

令和7年3月1日～令和7年5月31日

4. 採捕禁止区域

福岡市西区愛宕室見橋上流端から福岡市西区福重新道井堰下流端までの区域

5. 周知方法

別図に示す場所に採捕禁止の看板を設置し、周知する。

看板設置位置図



赤丸：看板設置位置

福岡県内水面漁場管理委員会指示第 号 (案)

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、アユのそ上の保護を図るため、筑後川における水産動物の採捕禁止区域及び期間を次のとおり指示する。

ただし、試験研究機関等が試験研究等のために採捕する場合はこの限りでない。

令和7年 月 日（公報登載日）

福岡県内水面漁場管理委員会会長 佐々木和之

1 禁止区域

筑後川本流のうち、久留米市小森野堰上流端より上流20メートルから同堰下流端より下流100メートルまでの区域

2 禁止期間

3月1日から5月19日まで

3 指示の有効期間

令和7年3月1日から令和10年2月29日まで

福岡県内水面漁場管理委員会指示第4号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、アユのそ上の保護を図るため、筑後川における水産動物の採捕禁止区域及び期間を次のとおり指示する。

ただし、試験研究機関等が試験研究等のために採捕する場合はこの限りでない。

令和4年2月15日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 中 園 正 彦

1 禁止区域

筑後川本流のうち、久留米市小森野堰上流端より上流20メートルから同堰下流端より下流100メートルまでの区域

2 禁止期間

3月1日から5月19日まで

3 指示の有効期間

令和4年3月1日から令和7年2月28日まで

令和6年12月5日

福岡県内水面漁場管理委員会
会長 佐々木 和之 殿

福岡県朝倉市古毛465
筑後川漁業協同組合
代表理事組合長 三原 次雄



委員会指示による採捕禁止区域の設定について（要望）

内共第2号（筑後川）におけるアユ資源の増殖を図るため、下記のとおり、委員会指示によるアユ遡上時期における採捕禁止区域の設定を要望します。

記

1. 申請理由

アユ遡上時期におけるアユ稚魚の採捕を禁止することにより、筑後川におけるアユ資源の増殖を図るため

2. 対象魚種

全魚種

3. 採捕禁止期間

3月1日から5月19日まで

4. 採捕禁止区域

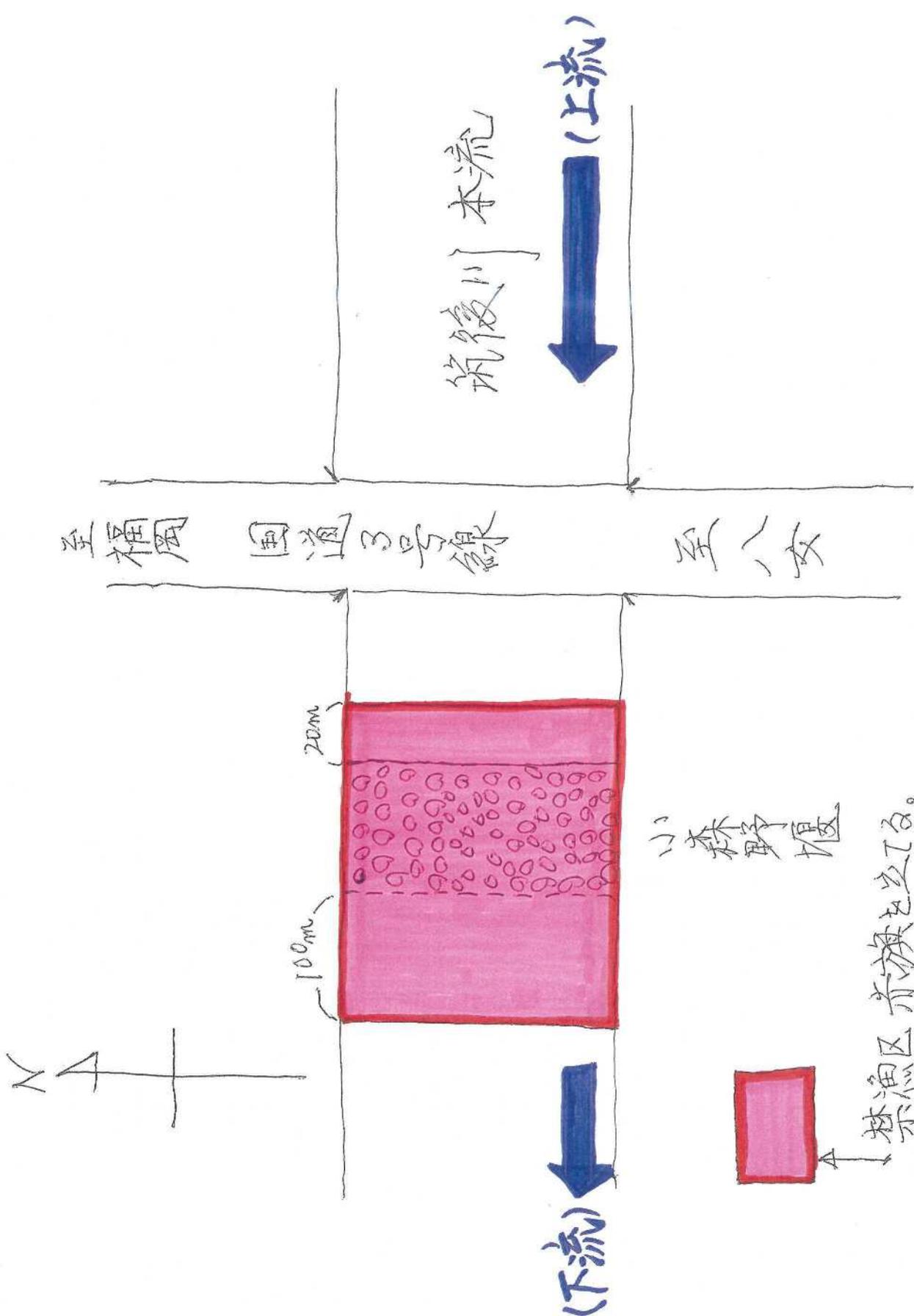
筑後川本流のうち、久留米市小森野堰上流端より上流20mから同堰下流端より下流100mまでの区域

5. 指示の有効期間

令和7年3月1日から令和10年2月29日まで







福岡県内水面漁場管理委員会告示第 号 (案)

筑後川水系、矢部川水系、今川水系及び祓川水系をブルーギルの駆除推進水域に指定し、これらの水域において次の取組を行う。

令和7年 月 日 (公報登載日)

福岡県内水面漁場管理委員会会長 佐々木和之

1 取組内容

漁業者による駆除活動及び地域と連携した駆除活動の実施

2 取組期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

福岡県内水面漁場管理委員会告示第2号

筑後川水系、矢部川水系、今川水系及び祓川水系をブルーギルの駆除推進水域に指定し、これらの水域において次の取組を行う。

令和4年2月15日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 中 園 正 彦

1 取組内容

漁業者による駆除活動及び地域と連携した駆除活動の実施

2 取組期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

漁業法第90条に基づく資源管理の状況等の報告について（区画漁業）

【資源管理の状況等の報告】

- ・漁業権者は漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況等について県知事に報告する義務（漁業法第90条第1項）
- ・県知事は報告を受けた事項について必要な報告をする（漁業法第90条第2項）
- ・県は資源管理の状況等の報告や聞き取り調査等により適切かつ有効に漁場を活用しているか確認。

報告の内容 (漁業法施行規則第28条)
1 漁業権の種類及び免許番号
2 報告の対象となる期間
3 漁場の活用状況
※該当するもののみ抜粋

【区画漁業の種類】（漁業法第60条）

第一種区画漁業	一定の区域内において石、瓦、竹、木その他の物を敷設して営む養殖業
第二種区画漁業	土、石、竹、木その他の物によって囲まれた一定の区域内において営む養殖業

第22期 第1回
福岡・佐賀両県内水面合同漁場管理委員会

日 時 令和6年12月24日(火) 14:00～

場 所 福岡市博多区東公園7-7

福岡県庁北棟4階 漁業調整委員会室

次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 会長及び副会長の選任について(協議)

(2) 筑後川における令和6年度うなぎ種苗特別採捕許可及びうなぎ稚魚漁業許可の取扱いについて(協議)

(3) その他

3 閉 会

第22期 第1回
福岡・佐賀両県内水面合同漁場管理委員会 出席者名簿

日 時 令和6年12月24日(火) 14:00～
 場 所 福岡市博多区東公園7-7
 福岡県庁北棟4階 漁業調整委員会室

○内水面漁場管理委員会委員

福岡県	佐賀県
佐々木 和之 中園 正彦 山本 浩 各務 秀人 望岡 典隆	柴山 雅洋 犬塚 加代子 中村 さやか 江頭 大幸 草野 剛

○ 県・事務局

福岡県	佐賀県
農林水産部水産局 漁業管理課 参事 佐野 二郎 技術主査 松本 昌大 主任主事 山田 菜美子 水産振興課養殖内水面係 係長 篠原 満寿美 主任技師 合戸 賢利	海区漁業調整委員会事務局 事務局長 荒巻 裕 農林水産部水産課漁業調整担当 係長 伊藤 毅史 主事 江頭 千優

福岡・佐賀両県内水面合同漁場管理委員会事務規程

(所掌事務)

第1条 福岡・佐賀両県内水面合同漁場管理委員会（以下「委員会」という。）は、漁業法その他法令の定めるところにより、福岡、佐賀両県の内水面における水産動物の採捕及び増殖に関する事項を処理する。

(事務局)

第2条 委員会の事務局は、会長の所属する漁場管理委員会の事務局におき、その書記が事務を行う。

(委員会)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

福岡県内水面漁場管理委員会会長1名、委員4名

佐賀県内水面漁場管理委員会会長1名、委員4名

2 調査審議するため、必要に応じて小委員会をおくことができる。

(会長及び副会長の職務)

第4条 委員会に会長及び副会長をおく。会長及び副会長は、各県の管理委員会の会長がつとめる。

2 会長及び副会長の任期は、2年とし、両県の委員が交互に会長及び副会長をつとめる。

3 会長は、会議を総理し、委員会を代表する。

4 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、副会長は、その職務を総理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 委員会の会議を招集しようとするときは、会長は少なくとも5日前に議事事項並びに開催の日時及び場所を各委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

第6条 委員会は、定数の過半数にあたる委員が出席しなければ会議を開催することができない。

2 議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長がこれを決する。

第7条 委員会の会議は、予め通知した事項に限って決議する。ただし、委員会において緊急の必要があると認めた事項についてはこの限りでない。

(議事録)

第8条 会長は、会議の議事録を作成し、次の事項を記載する。

- 一 委員会の開催日時及び場所
- 二 出席委員の氏名
- 三 議事事項
- 四 議事の結果
- 五 その他重要な事項

第9条 議事録は、会長及び会長が指名する出席委員2名以上がこれに署名するものとする。

(規程改正)

第10条 この規程を改正しようとするときは、委員会の議決によって行う。

(雑則)

第11条 前各条に定めるものの他、議事の運営に関し必要な事項は、会長がその都度委員会に諮って定める。

付 則

- 1 この規程は、昭和58年11月7日から施行する。
- 2 この規程施行時の会長及び副会長の任期は、昭和60年2月28日までとする。

付 則

この規程は、平成3年11月5日から施行する。